

日本司法支援センター  
平成23年規程第2号  
改正 平成24年8月20日  
平成24年規程第16号

コールセンターの組織及び運営に関する規程を次のように定める。

平成23年1月11日

日本司法支援センター  
理事長 寺井 一 弘

## コールセンターの組織及び運営に関する規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、組織運営規程（平成23年規程第1号）の規定に基づき、コールセンターの組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2章 コールセンターの組織及び職

#### 第1節 組織

(課等)

第2条 コールセンターに、次の2課1室を置く。

総務課

業務課

法律アドバイザー室

(総務課)

第3条 総務課は、コールセンターにおける次の事務をつかさどる。

- (1) 組織に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 規程、細則等に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (7) 管理運営に関すること。

- (8) 事務の総合調整に関すること。
- (9) 他の課及び室の所管に属しないものに関すること。

(総務課に置く係)

第4条 総務課に、総務係を置く。

- 2 前項の係の所掌事務は、コールセンター長が定める。

(業務課)

第5条 業務課は、組織運営規程が定めるところによりコールセンターが分掌する事務をつかさどる。

(業務課に置く係)

第6条 業務課に、第一係、第二係及び第三係の3係を置く。

- 2 前項の係の所掌事務は、コールセンター長が定める。

(法律アドバイザー室)

第7条 法律アドバイザー室は、第5条の業務課の所掌事務に関する専門的見地からの研究及び事務の支援に関する事務をつかさどる。

## 第2節 職

(コールセンター長補佐)

第8条 コールセンターに、コールセンター長補佐を置くことができる。

- 2 コールセンター長補佐は、コールセンター長を補佐し、命を受け、コールセンターの事務を処理する。

(課長)

第9条 課に課長を置くことができる。

- 2 課長は、課の事務を掌理する。

(室長)

第10条 室に室長を置くことができる。

- 2 室長は、室の事務を掌理する。

(係長及び主任)

第11条 総務課及び業務課の係に係長及び主任を置くことができる。

- 2 係長及び主任は、係の事務を処理する。

## 第3章 雑則

(コールセンター規則等)

第12条 コールセンター長は、理事長の承認を得て、コールセンターの運営に関し必要な事項について、コールセンター規則等を定めることができる。

(組織編成の特例)

第13条 コールセンター長は、特に必要があるときは、理事長の承認を得て、第2章の規定が定める組織及び職について、必要と認める間、同章の規定と異なる組織を設置し又は職を命ずることができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長の承認を得て、コールセンター長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成22年12月1日から適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成24年規程16号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。